

[事案 25-170] 手術給付金支払請求

・平成 25 年 7 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

痔核手術（血栓摘出術）が手術給付金の支払対象とならないと判断されたことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 3 月に痔核手術（血栓摘出術）を受けたので給付金を請求したが、不支払となった。

しかし、以下の理由により納得できないので、手術給付金を支払ってほしい。また、誤説明等により保険の加入期間（解約）を引き延ばされ、損害が発生したので、相応の金額を支払ってほしい。

- (1) 保険会社の募集代理店から送付された電子メールでは、痔核手術（血栓摘出術）は、支払対象となる手術の欄に記載されている。
- (2) 電子メールの内容が誤っていたことが分かっていたら、早期に保険を解約し他社の保険に加入しており、契約を継続して高額な保険料を支払い続けることもなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 痔核手術（血栓摘出術）は、保険約款上、手術給付金の支払対象に該当しない。
- (2) 募集代理店からの電子メールは、支払可否の判断が診断書にもとづいて行われること等に言及しており、記載内容に誤りはない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行ったところ、紛争の早期解決の観点から、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。